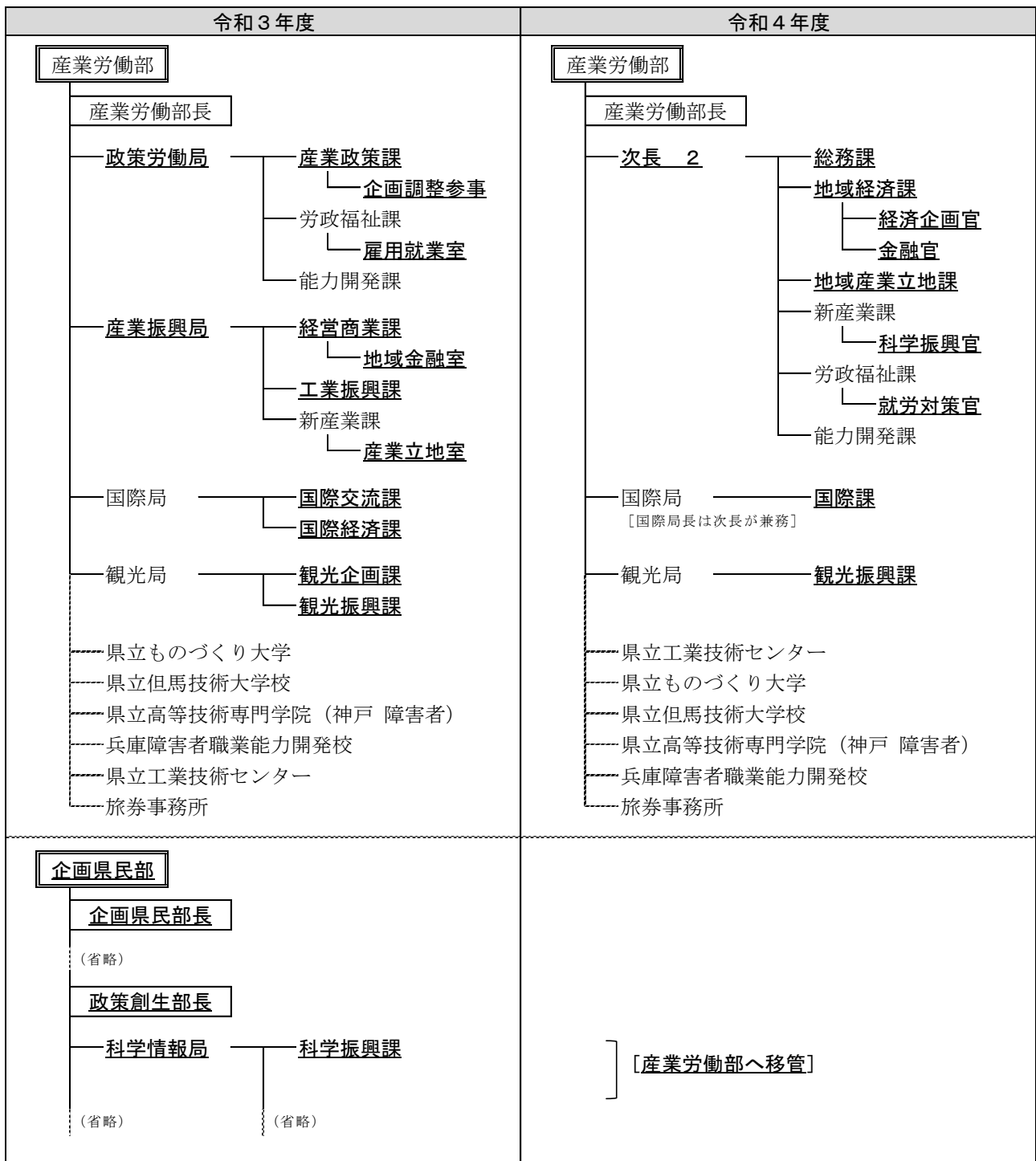


産業労働部組織の改正

1 概要

- (1) 部長を中心とする責任体制を構築するため、「部一課」制を基本としつつ、部長を補佐する職として次長を新設
- (2) 政策立案・調整機能の向上に向け、総務課を設置し、総務機能を強化
- (3) 総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施
- (4) 政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、課室の再編を実施



幹部職員紹介
(産業労働部、労働委員会)

○…新任幹部職員

産業労働部長	竹村	英樹
○産業労働部次長	宮口	美範
○産業労働部次長兼国際局長	小林	拓哉
○産業労働部観光局長	白川	智子
○産業労働部総務課長	西垣	鉄也
○産業労働部地域経済課長	川西	正孝
○産業労働部地域経済課経済企画官	中島	尚人
○産業労働部地域経済課金融官	沖田	謙吾
○産業労働部地域産業立地課長	大西	利政
○産業労働部新産業課長	木南	晴太
○産業労働部新産業課科学振興官	能本	達生
○産業労働部労政福祉課長	入江	浩子
○産業労働部労政福祉課就労対策官	平野	謙
○産業労働部能力開発課長	元佐	龍
○産業労働部国際局国際課長	杉山	尚武
○産業労働部観光局観光振興課長	東尾	憲秀
○労働委員会事務局長	西躰	和美
○労働委員会事務局総務調整課長	近藤	貴彦
労働委員会事務局審査課長	三宅	ゆかり

ウクライナへの支援について

昨今のウクライナ情勢の変化を受け、ウクライナ避難民受入に対する支援策等につき、以下のとおり実施している。

1 ウクライナ避難民等相談窓口

外国人県民インフォメーションセンター〔(公財) 兵庫県国際交流協会〕内

(1) 連絡先：神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 6階

TEL：078-382-2052

(2) 相談時間：月～金 9:00～17:00

(3) 相談言語：英語、日本語、ウクライナ語 (※)、ロシア語等 22言語

(※) 今回、新たにウクライナ語を外部通訳により対応

(4) 相談支援体制：ワンストップで生活支援等の相談に対応し、国、県、市町等関係機関につなぐ。

(5) 相談内容：生活、住宅 (※)、医療、雇用・労働、社会保障、在留資格 (入管)、教育等
(※) 県営住宅については無料提供

(6) 開設年月日：令和4年3月10日 (木)

(7) 相談状況 (4月14日現在)：

区 分						その他	計
支援依頼			支援申し出				
親族	友人	小計	寄附	住居・仕事	小計		
30	29	59	26	51	77	7	143

2 ふるさとひょうご寄附金

(1) 名 称：ウクライナ緊急支援プロジェクト

(2) 事業内容：ウクライナに対する物資支援、県内避難民の生活支援等の人道支援

(3) 開始時期：令和4年3月10日 (木)

(4) 寄附方法：ふるさと納税サイト(ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税)にて受入

(5) その他：返礼品：なし

個人からの寄附：ふるさと納税として住民税控除等の対象

法人からの寄附：法人税の損金算入が可能

※ 県内外の個人・法人とも税控除等の対象

(6) 寄附金の状況 (4月15日現在)：

区 分	件 数	寄附金額
県 内	419 件	11,800,865 円
県 外	2,383 件	27,399,000 円
合 計	2,802 件	39,199,865 円

3 募金箱の設置

- (1) 目的：県民等からの支援を県内避難民等に届けるため、本庁舎ロビー等に募金箱を設置
- (2) 設置時期：令和4年3月10日（木）～
- (3) 募金の取扱：ウクライナからの避難民等が県内に一時居住するための生活支援等

4 ウクライナ避難民支援等に係る庁内プロジェクトチーム

ウクライナから本県への避難民に対する支援等を推進するため、庁内関係者等によるプロジェクトチームを設置。

(1) 名称

ウクライナ避難民支援等庁内プロジェクトチーム

(2) 構成

区分	担当部局	役割
リーダー	産業労働部次長兼国際局長	全体とりまとめ
メンバー	企画部情報政策課長 県民生活部芸術文化課長 福祉部地域福祉課長 保健医療部医務課長 保健医療部感染症対策課長 産業労働部労政福祉課長 まちづくり部公営住宅管理課長 病院局企画課長 教育委員会学事課長 教育委員会人権教育課長 (公財)兵庫県国際交流協会専務理事	高度人材（IT）関連 高度人材（バレエ）関連 生活保護等福祉関連 医療関連 新型コロナウイルス対策 就労関連 県営住宅関連 県立病院関連 就学関連 多言語支援 支援業務全般

(3) 内容

- ア ウクライナからの避難民支援等に係る情報共有
- イ ウクライナからの避難民支援等に係る連携、調整に関すること
- ウ その他、ウクライナからの避難民支援等に関すること

(4) 設置期間

令和4年4月から当分の間

【第1回プロジェクトチーム会合】

と き：令和4年4月7日（木） 14：00～15：00

と ころ：県民会館 B101

(5) その他

定例会合を行うほか、適宜情報共有の機会を設ける。

5 ウクライナ避難民等支援連絡会議

地域におけるウクライナ避難民等への支援に係る、県内関係者による情報共有、連絡調整等のため、連絡会議を開催。

(1) 名 称

ウクライナ避難民等支援連絡会議

(2) 構 成

区 分	メンバー
県内市町	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市等、 ウクライナ避難民受入に係る市町の国際担当課
兵庫県	産業労働部国際局国際課 まちづくり部公営住宅管理課 等
関係機関	(公財) 兵庫県国際交流協会 大阪出入国在留管理局神戸支局 JETRO 神戸貿易情報センター JICA 関西センター その他ウクライナ避難民等支援に係る関係機関

(3) 内 容

- ア ウクライナからの避難民等支援に係る情報共有
- イ ウクライナからの避難民等支援に係る連携、調整に関する事
- ウ その他、ウクライナからの避難民等支援に関する事

(4) 設置期間

令和4年3月から当分の間

【第1回連絡会議】

と き：令和4年3月24日（木）13:30～15:00

と ころ：ラッセホール 5階「コスモス」

【第2回連絡会議】

と き：令和4年4月18日（月）14:00～15:00（オンライン開催）

(5) その他

定例会合を行うほか、適宜情報共有の機会を設ける。

6 ひょうごウクライナ避難民生活支援金(仮称)

(1)趣 旨

県内在住の親族・知人等を頼ってウクライナから本県に一時避難した方々が安心・安全に過ごすことができるよう、生活準備及び日常生活への支援を実施する。

(2)事業内容

ふるさとひょうご寄附金「ウクライナ緊急支援プロジェクト」に集まった寄付を財源として、県内ウクライナ避難民への生活支援等を行う。

ア ひょうごウクライナ避難民生活支援金(仮称) 32,000 千円

① 生活準備のための一時滞在支援 (200 千円/世帯)

来県したウクライナからの避難民が公営住宅等に入居するまでの間、県内宿泊施設に一時的に滞在する費用を支援する。

② 生活開始のための一時金支給 (500 千円/世帯)

来県したウクライナからの避難民が生活を開始するにあたり、必要となる生活用品購入経費(一時金)を支給する。

③ 生活費(食費含む)(1,440 千円/世帯)

公営住宅に無償入居することとなった避難民に対し、食費・光熱水費・共益費(※)相当額について支援(1年間分)する。

(※) 食費、上下水道、電気、ガス、インターネット、公営住宅共益費(生活保護基準並み)

イ 避難民への日常生活支援 3,000 千円

外国人支援団体等に支援コーディネーター業務を委託し、各種支援機関・市町等との調整を図り、避難民の暮らしへの日常の支援(通訳含む)を実施する。

(3)実施方法

(公財)兵庫県国際交流協会への補助(10/10)

(4)概算経費 35,000 千円 (財源：ふるさとひょうご寄附金)

7 コルスンスキー駐日ウクライナ大使による知事・議長儀礼訪問

(1) 日 時：令和4年4月8日(金) 11:30~12:00

(2) 場 所：県公館 第2会議室

(3) 来 訪 者：セルギー・コルスンスキー 駐日ウクライナ大使
岡部 芳彦 神戸学院大学経済学部教授 ほか

(4) 同 席 者：小林 拓哉 産業労働部次長兼国際局長
杉山 尚武 国際課長
水口 典久 (公財)兵庫県国際交流協会理事長

(5) 来訪趣旨：ウクライナ避難民支援等に対するお礼

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給状況

令和4年4月22日見込

1. 飲食店向け協力金（本申請）

（単位：百万円）

区分	要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
1期	1/12～1/13	4市	4万円	2/8～3/8 (8/31まで延長)	県による要請	27,416	27,416 (100.0%)	37,901
	1/14～2/7	全県	6万円		緊急事態宣言			
2期	2/8～2/28	全県	6万円	4/1～5/31 (8/31まで延長)	緊急事態宣言	27,235	27,235 (100.0%)	48,722
	3/1～3/7		4万円		県による要請			
	3/8～3/31	4市						
3期	4/1～4/4	12市6町	4万円	5/25～6/30 (8/31まで延長)	県による要請	22,896	22,896 (100.0%)	21,639
	4/5～4/21	4市	中小企業：4万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
			大企業：1千円～20万円					
	4/22～4/24	8市6町	4万円		県による要請			
		9市1町	中小企業：4万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
			大企業：1千円～20万円					
3市5町		中小企業：2.5万円～7.5万円	県による要請					
		大企業：1千円～20万円						
4期	4/25～5/31	全県	中小企業：4万円～10万円 大企業：1千円～20万円	6/1～6/30 (8/31まで延長)	緊急事態宣言	28,317	28,317 (100.0%)	43,692
5期	6/1～6/20	全県	中小企業：4万円～10万円	7/12～8/31	緊急事態宣言	27,817	27,815 (99.9%)	42,910
			大企業：1千円～20万円					
	6/21～7/11	12市3町	中小企業：3万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
		17市9町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
		大企業：1千円～20万円						
6期	7/12～7/31	9市1町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
			大企業：1千円～20万円					
		20市11町	2万円					
	8/1	12市3町	中小企業：2.5万円～7.5万円					
		17市9町	2万円					
		大企業：1千円～20万円						
7期	8/2～8/15	12市3町	中小企業：3.5万円～10万円	8/30～9/30 (11/19～12/3 まで延長)	まん延防止等 重点措置	26,794	26,792 (99.9%)	29,952
			大企業：1千円～20万円					
		17市9町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
			大企業：1千円～20万円					
	8/16～8/19	26市10町	中小企業：3.5万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
		3市2町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
		大企業：1千円～20万円						
8期	8/20～9/30	全県	中小企業：4万円～10万円 大企業：1千円～20万円	10/8～11/12 (11/19～12/3 まで延長)	緊急事態宣言	28,056	28,055 (99.9%)	48,077

区分	要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
9期	10/1～10/21	全県	中小企業：2.5万円～7.5万円	10/28～12/3	県による要請	23,605	23,602 (99.9%)	13,100
			大企業：1千円～20万円					
10期	1/27～3/6	全県	中小企業： (認証店)2.5万円～7.5万円 (非認証店等)3万円～10万円	3/7～4/15	まん延防止等 重点措置	23,515	14,122 (60.1%)	15,946
			大企業：1千円～20万円					
11期	3/7～3/21	全県	中小企業： (認証店)2.5万円～7.5万円 (非認証店等)3万円～10万円	3/31～5/20	まん延防止等 重点措置	12,100	447 (3.7%)	173
			大企業：1千円～20万円					

2. 飲食店向け協力金（早期支給）

（単位：百万円）

区分	要請期間	単価 (1日あたり)	申請受付期間	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
7期	8/2～8/19	まん延防止等重点措置区域：一律52.5万円 上記以外：一律37.5万円	8/11～8/19	1,321	1,321 (100.0%)	670
8期	8/20～9/12	一律48万円	8/26～9/10	970	970 (100.0%)	466
	9/13～9/30	一律36万円	9/17～9/28	846	846 (100.0%)	305
9期	10/1～10/21	一律25万円	10/5～10/18	788	788 (100.0%)	197

3. 大規模施設・テナント事業者向け協力金

（単位：百万円）

要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
4/25～6/20	全県	下記のとおり	6/21～8/31	緊急事態宣言	2,876	2,876 (100.0%)	7,958
8/20～9/30	全県	下記のとおり	10/1～10/29 (11/15まで延長)	緊急事態宣言	1,031	1,031 (100.0%)	706

＜大規模施設・テナント事業者向け協力金 単価計算方法＞

【休業分】

大規模施設：基本額/日=A+B+C

A:自己利用部分の休業面積(1,000㎡を1単位)×20万円/日
 B:テナント店舗及び特定百貨店店舗等の数×2千円/日(10以上の店舗がある場合)
 C:特定百貨店店舗の数×2万円/日

テナント等：基本額/日=休業面積(100㎡を1単位)×2万円/日

【時短分】

国の基準に基づく協力金(上記に基づき算出した基本額に
 「本来の営業終了時間ー20時/本来の営業時間」を乗じた額)を支給

※いずれの協力金も、件数は不支給決定・申請取下を除く

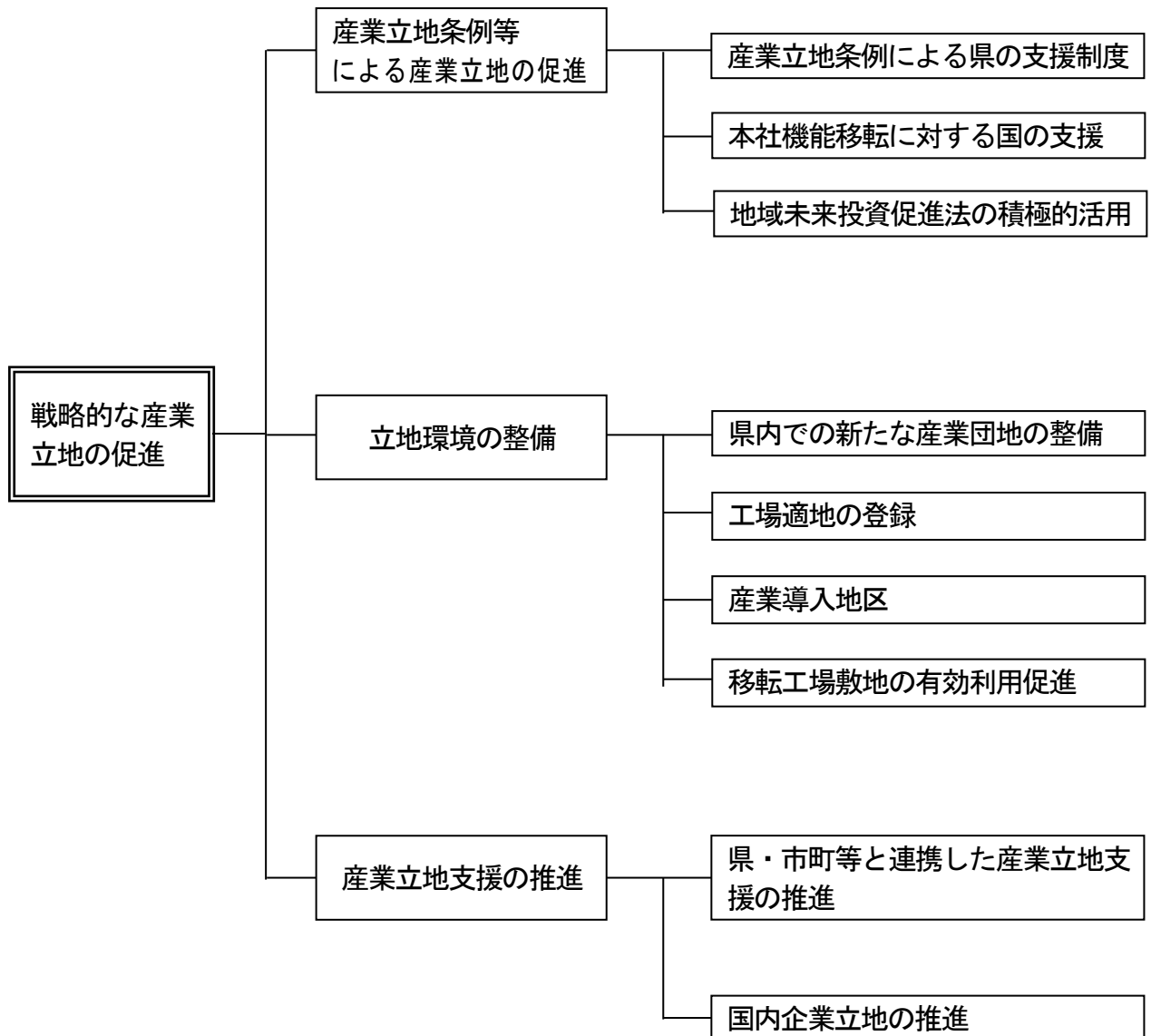
令和4年4月18日

戦略的な産業立地の促進について

令和4年度 地域産業立地課の施策体系表	2
I 産業立地の状況	
1 工場立地の動向	3
2 兵庫県への企業立地の状況	5
3 産業団地への立地促進	7
II 産業立地条例等による産業立地の促進	
1 産業立地条例による県の支援制度	8
2 本社機能移転に対する国の支援	10
3 地域未来投資促進法の積極的活用	11
III 立地環境の整備	
1 県内での新たな産業団地の整備	14
2 工場適地の登録	14
3 産業導入地区	15
4 移転工場敷地の有効利用促進	15
IV 産業立地支援の推進	
1 県・市町等と連携した産業立地支援の推進	16
2 国内企業立地の推進	16

産業労働部 地域産業立地課

令和4年度 地域産業立地課の施策体系表



I 産業立地の状況

1 工場立地の動向（経済産業省「工場立地動向調査」）

令和2年は、立地件数が全国6位、立地面積が全国8位となった。

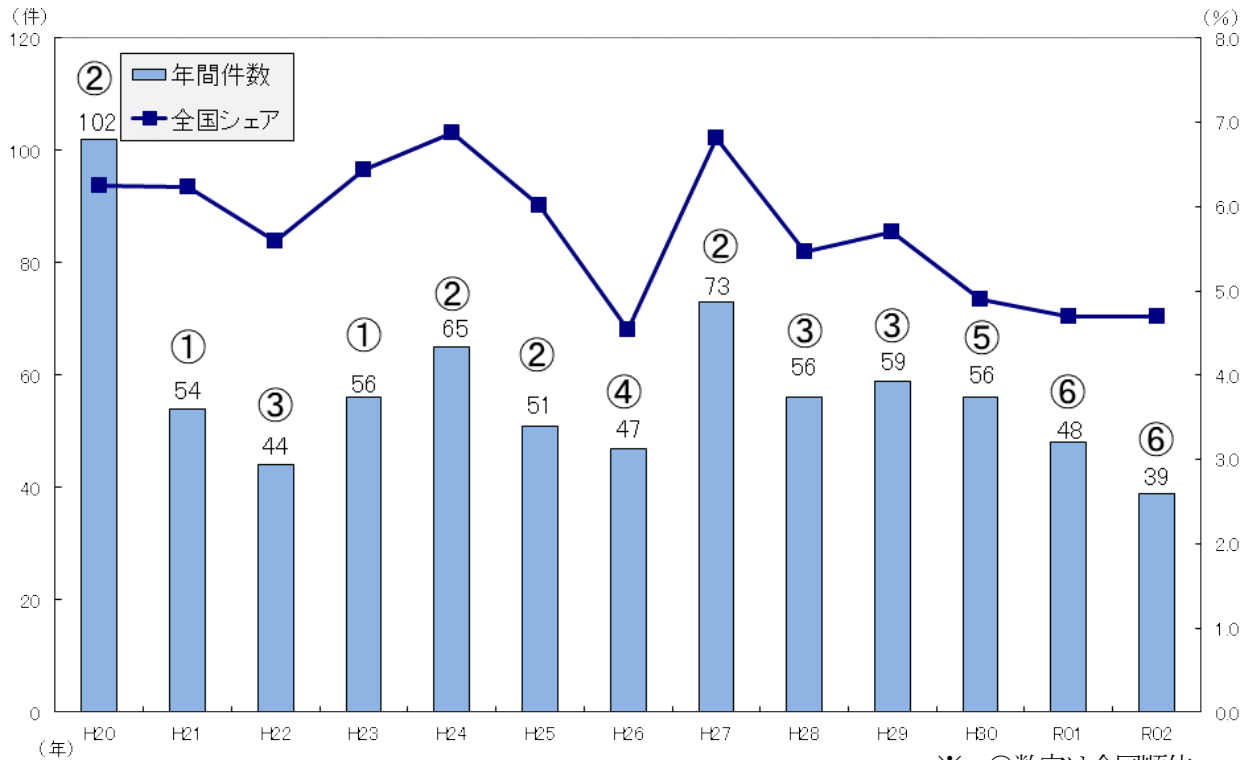
* 調査対象：工場の新增設を行うために1,000㎡以上の用地を取得（借地を含む。）したもの。
物流施設や居抜き物件の購入は調査の対象外。

※ 令和3年調査は令和4年5月末頃公表予定

(1) 立地件数

区分	兵庫県	前年比	全国順位	全国	前年比
	件数			件数	
令和元年（1～12月）	48件	85.7%	6位	1,023件	89.6%
令和2年（1～12月）	39件	81.3%	6位	831件	81.2%

【兵庫県の工場立地件数の推移】



※ ○数字は全国順位

【立地件数の全国順位の上位府県】

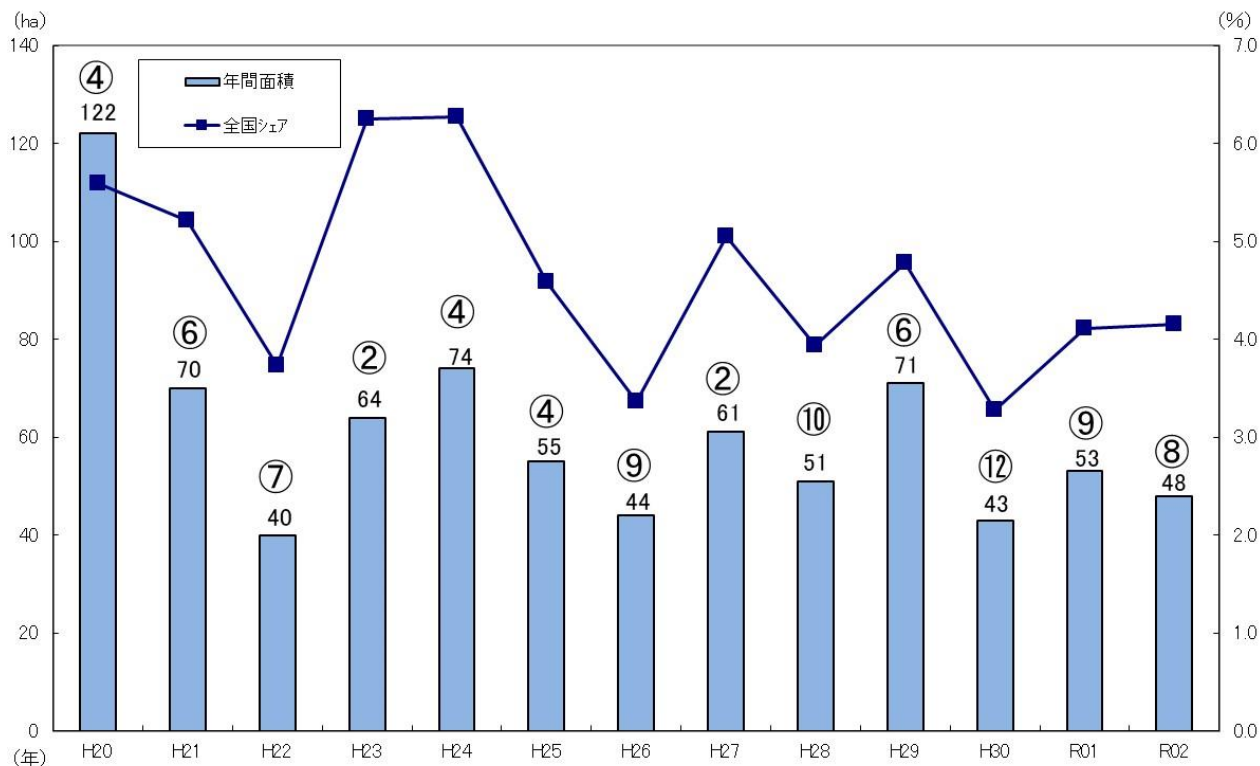
令和元年			令和2年		
順位	府県名	件数 (件)	順位	府県名	件数 (件)
1	愛知県	80	1	茨城県	65
2	静岡県	78	2	愛知県	60
3	茨城県	66	3	静岡県	54
4	群馬県	59	4	群馬県	52
5	岐阜県	53	5	岐阜県	46
6	兵庫県	48	6	兵庫県	39
全国計 1,023			全国計 831		

(2) 立地面積

区分	兵庫県		全国	
	前年比	全国順位	前年比	
令和元年（1～12月）	52.7ha	122.8%	9位	1,291ha
令和2年（1～12月）	48.3ha	91.7%	8位	1,155ha

【兵庫県の工場立地面積の推移】

※ ○数字は全国順位



【立地面積の全国順位の上位府県】

令和元年			令和2年		
順位	府県名	面積 (ha)	順位	府県名	面積 (ha)
1	茨城県	151	1	北海道	159
2	静岡県	96	2	茨城県	95
3	愛知県	83	3	栃木県	92
4	群馬県	65	4	愛知県	82
5	長野県	60	5	静岡県	64
6	福岡県	58	6	群馬県	52
7	三重県	57	7	岐阜県	50
8	岡山県	53	8	兵庫県	48
9	兵庫県	53	9	福岡県	37
10	宮城県	44	10	三重県	37
全国計 1,291			全国計 1,155		

(3) 業種別立地動向

大消費地に近いことから「食料品製造業」が安定的に立地しているほか、「金属製品製造業」や各種「機械器具製造業」の件数が多くなっている。

順位	平成30年		順位	令和元年		順位	令和2年	
1	金属製品製造業	14件	1	金属製品製造業	9件	1	プラスチック製品製造業	7件
2	はん用機械器具製造業	9件	2	食料品製造業	6件	2	食料品製造業	6件
3	化学工業	7件		輸送用機械器具製造業	6件	3	はん用機械器具製造業	5件
4	食料品製造業	6件	4	はん用機械器具製造業	5件	4	金属製品製造業	4件
	生産用機械器具製造業	6件					生産用機械器具製造業	4件

(4) 地域別立地動向（平成27年～）

神戸地域が、立地件数合計75件と最多で、北播磨地域が71件と続く。山陽自動車道、中国自動車道等の高速道路沿線の立地が多い。

【兵庫県の地域別立地件数の推移】

(単位：件)

県民局	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	構成比
神戸	11	16	11	15	14	8	75	22.7%
阪神南	8	4	4	1	4	1	22	6.7%
阪神北	5	2	7	5	1	0	20	6.0%
東播磨	6	1	2	5	2	3	19	5.7%
北播磨	10	13	13	15	7	13	71	21.5%
中播磨	11	5	5	7	8	4	40	12.1%
西播磨	7	12	9	4	8	3	43	13.0%
但馬	2	1	0	3	0	4	10	3.0%
丹波	9	2	6	0	2	2	21	6.3%
淡路	4	0	2	1	2	1	10	3.0%
合計	73	56	59	56	48	39	331	100.0%

[出典：工場立地動向調査（経済産業省）]

2 兵庫県への企業立地の状況

(1) 近年の企業立地の実績（平成27年度～）

工場のほか物流施設、オフィス、本社機能を含む企業立地状況は、令和3年度で184件となっている。

(単位：件)

区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
工場	94	82	98	97	76	59	93
物流施設	33	25	14	8	12	18	12
オフィス	26	25	27	30	57	52	71
本社機能 (研究所含む)	3	10	5	9	10	9	8
計	156	142	144	144	155	138	184

[出典] 産業立地室調べ

(2) 近年の主な立地決定企業

区分	立地年度	企業名	立地場所	備考
工場	R1	六甲バター(株)	神戸市	神戸テクノ・ロジスティックパーク
	R2	ビオフェルミン製薬(株)	神戸市	神戸サイエンスパーク
	R3	(株)千石	加西市	加西インター産業団地
物流施設	R1	(株)MonotaRO	猪名川町	猪名川町産業拠点地区
	R2	大十(株)	神河町	(民有地)
	R3	(株)エフピコ	小野市	ひょうご小野産業団地
オフィス	R1	(株)元林	神戸市	(民有地)
	R2	オリンパス(株)	神戸市	(民有地)
	R3	(株)パソナ	淡路市	(民有地)
本社機能 (研究所含む)	R1	TOA(株)	宝塚市	研究所等の移転
	R2	ヤマダグローバルCS(株)	尼崎市	大阪市から移転
		(株)パソナグループ	淡路市	東京都から移転
R3	(株)パソナグループ	淡路市	東京都から移転	

〔出典〕産業立地室調べ

【参考】立地企業の概要

① (株)千石 (R3 加西市)

ガス給湯器の完成品製造工場、自社ブランドである「アラジン」商品の国内製造工場として新工場を建設。



② (株)パソナグループ (R2, R3 淡路市)

パソナグループ全社の人事、財務経理、経営企画、新規事業開発等の本社機能を東京から淡路市へ移転



3 産業団地への立地促進

(1) 産業団地の分譲状況

平成15年度末の697haから、令和3年度末には約205haと約3割弱にまでに減少した。

【産業団地分譲可能面積の推移】

※各年度末時点、産業立地室調べ

時 点	H15年度	H20年度	H25年度	H30年度	R3年度
県合計	697ha	549ha	444ha	235ha	205ha

(2) 分譲中の主な産業団地（令和3年度末時点）

事業主体	産業団地名	所在地	分譲可能面積
兵庫県	フェニックス事業用地	尼崎市	3.3ha
兵庫県 (企業庁)	淡路津名地区産業用地（生穂、佐野）	淡路市	25.6ha
	播磨科学公園都市	たつの市等	4.6ha
神戸市	神戸空港島	神戸市	67.6ha
	ポートアイランド2期地区	神戸市	42.4ha
	神戸テクノ・ロジスティックパーク	神戸市	10.7ha
加西市	加西インター産業団地	加西市	15.4ha
民間企業	広畑臨海産業団地	姫路市	17.6ha
その他			17.6ha
合計			204.8ha

(3) 地域別の産業団地の状況（令和3年度末時点）

区 分	分譲可能面積	主な産業団地名
神 戸	123.2ha	神戸空港島、ポ ーアイ2期、神戸テクノ・ロジスティックパーク
阪神南	3.3ha	フェニックス事業用地
北播磨	24.5ha	ひょうご小野産業団地、加西インター産業団地
中播磨	17.6ha	広畑臨海産業団地
西播磨	9.6ha	播磨科学公園都市
淡 路	26.6ha	淡路津名地区産業用地
合 計	204.8ha	

※ 阪神北、東播磨、丹波、但馬地域には分譲中の産業団地はない。

Ⅱ 産業立地条例等による産業立地の促進

「県内全域での幅広い産業立地」を促進するため、平成27年4月に「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」（産業立地条例）を施行し、地域経済の活性化と雇用の創出を図っている。

さらに令和2年度から支援対象をほぼ全業種に拡大し、法人事業税の軽減率を拡充するとともに、サプライチェーンの強化・再構築を目指す製造業等を支援している。

1 産業立地条例による県の支援制度

(1) 条例の変遷

年度	条例名略称	内容
平成8年度	産業復興条例	成長産業の集積による阪神・淡路大震災からの産業復興（対象区域：被災10市10町の指定拠点地区）
平成14年度	産業集積条例	成長産業の集積による地域経済の活性化、雇用機会の創出（対象区域：県内各地の指定拠点地区）
平成27年度	産業立地条例	「県内全域での幅広い産業立地」の促進

(2) 支援対象

① 県内全域での幅広い産業立地支援

高度な技術等を活用して先進的な取組を行う以下の者

ア 新たな用地を取得して、工場等の設備投資を行う者

イ 新たな業種に進出するため、工場増築等の設備投資を行う者

ウ 本社機能を新增設する者

エ 事務所を新たに開設する者

② 新型コロナウイルス感染症に係るサプライチェーン強化・再構築支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、中国をはじめ、特定国・地域に集中するサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の県内回帰をはじめ、サプライチェーンの強化・再構築を目指す以下の者

ア 海外の自社生産施設に類する生産施設を県内に新增設する者

イ サプライチェーン強化のため、特定国に依存していた製品・部品等の生産施設を新たに県内に整備する者

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により、需給が逼迫した医療物資・医療機器など県民の健康な生活を守る上で重要な製品の生産施設を新たに県内に整備する者

(3) 立地支援制度における主な支援内容 (R4 当初予算額 1,551,947 千円)

産業立地条例に基づく各支援措置により、県内全域への産業立地を促進する。

区分	工場等	事務所	本社機能	サプライチェーン強化・再構築※3
不動産取得税軽減 (限度額2億円)	【一般地域】 1/2軽減(拠点地区※1のみ)	1/2軽減	1/2軽減	1/2軽減
	【促進地域※2】 1/2軽減			3/4軽減
要件: 県内居住新規従業員11人以上(促進地域6人以上)など				
法人事業税軽減 (5年間)	【一般地域】 1/3軽減(拠点地区は1/2軽減)	1/2軽減	1/2軽減	1/2軽減
	【促進地域】 1/2軽減			3/4軽減
要件: 県内居住新規従業員11人以上(促進地域6人以上)など				
設備投資補助 (限度額なし)	設備投資額の3% (促進地域は5%)	設備投資額の5% (促進地域は7%)	設備投資額の6% (促進地域は10%)	
	要件: 設備投資額 大企業20億円 (中小企業10億円)以上	要件: 設備投資額 大企業10億円 (中小企業5億円)以上	要件: 設備投資額 大企業20億円 (中小企業10億円)以上	
促進地域は大企業、中小企業ともに1億円以上				
雇用補助 (限度額3億円)	新規正規雇用者:30万円/人 (促進地域は60万円/人)	新規正規雇用者:45万円/人 (促進地域は90万円/人)		
	新規非正規雇用者:30万円/人 (促進地域のみ)	新規非正規雇用者:30万円/人 (促進地域のみ)		
要件: 県内居住新規従業員11人以上(促進地域6人以上)など				
賃料補助	賃借料の1/2(県1/4、市町1/4)、限度額200万円/年(県・市町計)			
拠点地区進出貸付	利率:年0.75%、限度額:100億円かつ対象事業費の80%、期間:15年以内			

- ※1 拠点地区: 新たな経済環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点として、主に産業団地を指定。
- ※2 促進地域: 但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市(旧新宮町の区域に限る。)、宍粟市、上郡町、佐用町
- ※3 サプライチェーン強化・再構築支援は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで。

(4) 県の立地支援制度による支援実績

(単位：件、千円)

区分		R2年度		R3年度	
		件数	金額	件数	金額
税軽減	不動産取得税	32	97,661	19 (1)	65,027 (1,217)
	法人事業税	22	108,000	21	218,125
	計	54	205,661	40 (1)	283,152 (1,217)
補助金	設備投資補助	25	1,114,550	25 (1)	1,062,645 (24,717)
	雇用補助	10	82,200	14 (1)	90,600 (5,400)
	賃料補助	28	12,100	44	20,211
	計	63	1,208,850	83 (2)	1,173,456 (30,117)
融資	拠点・団地進出	0	0	2	365,400

※1 支援実績のうち括弧内書はサプライチェーン強化・再構築支援分

※2 サプライチェーン強化・再構築支援は、他9社が事業確認済であり、R4年度以降支援予定

2 本社機能移転に対する国の支援（平成27年～）

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地方拠点強化税制による本社機能立地支援措置を活用し、事業者が本社機能立地計画（本社機能の設置・整備に関する計画）について知事の承認を受けることにより、法人税の軽減措置が適用可能となる。

支援策※	要件	支援内容		
オフィス 減 税	①本社機能に係る施設の新規取得 ②大企業2,500万円 中小企業1,000万円以上	法人税の特別償却又は税額控除		
			特別償却	税額控除
		移転型	25%	7%
	拡充型	15%	4%	
雇用促進 税 制	①会社全体で雇用者が増加 ②本社機能に係る施設において 1人/年以上増加	法人税が下記のとおり減税 移転型：50万円/人 拡充型：30万円/人 移転型は更に40万円/人×3年間		

※H30年度より、単年度中のオフィス減税と雇用促進税制の併用が不可（移転型の上乗せ分は併用可）

3 地域未来投資促進法の積極的活用

(1) 地域未来投資促進法の概要

国の基本方針に基づき、県と市町が共同で基本計画(5年間)を策定し、国の同意を得て、企業が地域の特性を生かして実施する地域経済牽引事業を支援する。

(2) 本県における基本計画策定区域(令和4年3月末時点)

① 県全域を対象とした基本計画

令和元年度、「成長ものづくり分野」「ヘルスケア分野」「IT関連産業分野」については県主導で基本計画を策定。

② 地域ごとの特性に応じた市町単位の基本計画

26地域28市町で基本計画を策定済み。

策定済み市町 (26地域28市町)
神戸市、姫路市、西宮市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、播磨科学公園都市(たつの市・上郡町・佐用町)、猪名川町、多可町、播磨町、福崎町、神河町

(3) 主な支援措置

① 設備投資減税

ア 機械・装置：特別償却 40% 又は 税額控除 4%

(上乗せ要件を充たす場合 特別償却50% 又は 税額控除5%)

イ 建物・附属設備：特別償却 20% 又は 税額控除 2%

② 地方税(固定資産税等)の減免(市町の条例制定が必要)

③ 日本政策金融公庫による低利融資

④ 農用地区域からの除外等の規制緩和の特例措置

(4) 地域未来投資促進法の活用状況

地域経済牽引事業計画承認数

令和2年度	令和3年度
15件	22件

【参考1】地域未来牽引企業（H29～）

経済産業省は、地域未来投資促進法を活用し、地域経済の担い手候補となる地域の中核企業を「地域未来牽引企業」として、本県から計152社（全国4,743社）を選定した。

地域	主な選定企業
神戸	昭和精機(株)(西区)、(株)千代田精機(株)(長田区)、(株)岡崎製作所(中央区) (株)大野社(北区) など計 40社
阪神南	音羽電機工業(株)(尼崎市)、(株)シュゼット・ホールディングス(西宮市) など計 13社
阪神北	川西航空機器工業(株)(川西市)、ハードグラス工業(株)(伊丹市) など計 8社
東播磨	大和製衡(株)(明石市)、キング醸造(株)(稲美町) など計 11社
北播磨	伊東電機(株)(加西市)、(株)岡田金属工業所(三木市) など計 22社
中播磨	山陽色素(株)(姫路市)、佐藤精機(株)(姫路市) など計 24社
西播磨	(株)セイバン(たつの市)、ヒガシマル醤油(株)(たつの市) など計 10社
但馬	(株)西村屋(豊岡市)、日本精機宝石工業(株)(新温泉町) など計 9社
丹波	(株)大地農園(丹波市)、ケンミン食品(株)(丹波篠山市) など計 8社
淡路	(株)ホテルニューアワジ(洲本市)、ミツ精機(株)(淡路市) など計 7社
合計	152社

【企業例】

企業名	事業内容等
(株)セイバン ・所在地：たつの市 ・創業：1919年 ・資本金：4,500万円	体感重量を大幅に軽減する機能性ランドセルメーカー。作業者が担当ゾーン内のすべての工程に携わる多能工化の推進し、生産効率の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる。 (H30 ひょうごオンリーワン企業) (H30 ひょうご仕事と生活のバランス企業)
佐藤精機(株) ・所在地：姫路市 ・創業：1972年 ・資本金：1,800万円	精密部品の切削加工で高い技術力を持ち、難削材の加工、形状や要求精度が厳しい加工を得意としている。「はやぶさ」が持ち帰った地球外試料を長期保存できる容器など、最先端加工にも取り組んでいる。 (R1 ひょうごNo.1ものづくり大賞)

【参考2】 立地企業による経済波及効果

平成14年の産業集積条例施行後、これまでに県が産業立地補助金を交付した立地企業にかかる令和2年度の経済波及効果を試算（平成27年兵庫県産業連関表を利用）

【令和2年度経済波及効果】

ア 県内に生じた付加価値誘発額：6,627億円（県内総生産の3.2%に相当）

イ 雇用誘発数：69,225人

（1）対象企業

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 立地補助金の交付企業 | 182社・196件（うち令和2年度新規分14社・17件） |
| ② 補助金交付済み額 | 249億円 |
| ③ 設備投資総額 | 12,247億円 |
| ④ 雇用創出数 | 17,327人 |

（2）令和2年度経済波及効果

- | | |
|-----------|----------|
| ① 需要増加額 | 9,996億円 |
| ② 生産誘発額 | 14,445億円 |
| ③ 付加価値誘発額 | 6,627億円 |
| ④ 雇用誘発数 | 69,225人 |

【令和2年度経済波及効果・詳細】

区分	需要増加額	生産誘発額	付加価値誘発額	県 GDP 比	雇用誘発数
生産活動分	9,373億円	13,321億円	6,094億円	3.2% R2 県 GDP 207,145億円	63,327人
投資活動分 (土地除く)	623億円	1,124億円	533億円		5,898人
合計	9,996億円	14,445億円	6,627億円		69,225人

Ⅲ 立地環境の整備

立地環境の整った産業団地や工場適地、産業導入地区への企業進出を誘導するとともに、工場跡地の適正な土地利用を推進する。

1 県内での新たな産業団地の整備

県企業庁や市町が整備する新たな産業団地について、検討段階から整備手法等について助言等を行うとともに、造成後の早期分譲完了に向け市町等と連携し、積極的な立地支援活動を実施している。

【新たな産業団地開発計画】

地区名	事業主体	開発面積	分譲開始時期
ひょうご情報公園都市	県企業庁、 三木市	約100ha	開発期間 令和3年度～10年度 ※整備完了区画から順次分 譲開始予定
加西インター産業団地	加西市	約13ha	令和6年度 事業者募集開始予定
但馬空港周辺産業用地	豊岡市	約1.5ha	令和5年度 完成予定

■ひょうご情報公園都市



■加西インター産業団地



2 工場適地の登録

工場立地法に基づき、輸送条件、用水、労働力等の立地条件を踏まえ、計画的に工業を導入すべき場所を工場適地として登録（経済産業省）し、工場立地を促進する。

(1) 登録の状況

12市町、17地区、総面積 943ha

(2) 登録のメリット

経済産業省がホームページ上で公開することで県内の適地情報を広くPRできる。

3 産業導入地区

農村産業法に基づき、市町が策定する実施計画に定められた地区への産業の導入を計画的に促進する。

(1) 農村産業法の対象区域（農村地域）

- ① 農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村（人口20万人以上の市等を除く）
（農村産業法第2条）
- ② 本県の対象区域
17市10町の区域

(2) 産業導入地区の指定状況

18市町、42地区、総面積 382ha

(3) 主な支援措置

- ① 農用地等の譲渡に係る所得税の軽減
- ② 日本政策金融公庫の低利融資
- ③ 農用地区域からの除外等の規制緩和の特例措置

4 移転工場敷地の有効利用促進

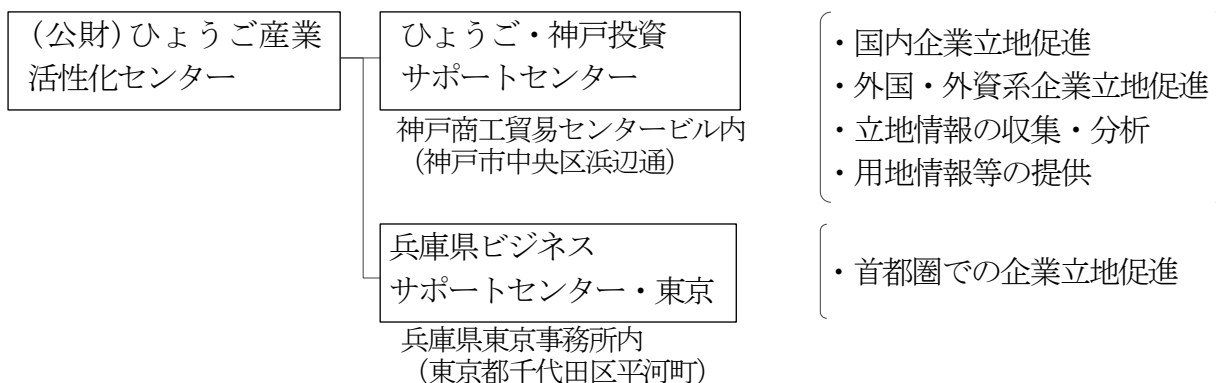
「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」（平成23年9月制定）に基づき、工場移転等、生産機能の廃止により生じた敷地（当該敷地面積が概ね2ha以上のもの）の再利用について、移転事業者に必要な土地利用に向けた対応を促している。

工場所在地	面積	主な協議内容
加古川市	約 14.6 ha	R2.9 に生産を終了。 現在、土地を売却（又は賃貸）に向けて調整中。 今後、要綱に基づき、加古川市と協議を進める予定。

IV 産業立地支援の推進

国内外の企業立地を支援する総合窓口である「ひょうご・神戸投資サポートセンター」及び「兵庫県ビジネスサポートセンター・東京」において、県・市町と連携し、本県の優れた立地優位性をアピールしつつ、それぞれの地域の強みを活かした企業立地支援活動を展開している。

【体制】



1 県・市町等と連携した産業立地支援の推進

(1) 県民局等における管内企業の情報収集等

県民局・県民センターが、管内企業への訪問等により得た設備投資計画などの情報を基に、立地支援活動を展開する。

(2) 立地決定企業の立ち上げ支援

立地が決定した大型投資案件について、県・市町と連携して調整会議を開催するなど、円滑な工場建設のための各種相談、指導等を実施する。

(3) 関係機関との連絡会議

県、市町等の企業立地に係る関係機関による連絡会議を開催することにより情報共有を図り、効果的な立地支援活動につなげる。

2 国内企業立地の推進

(1) 国内企業の立地支援活動

企業へのアンケート調査結果等をもとに、設備投資が期待できる企業を訪問するなど積極的な企業訪問等に取り組んでいる。

【ひょうご・神戸投資サポートセンターの活動状況】

区 分	R2 年度	R3 年度
産業用地等の情報提供	828 件	1,093 件
企業訪問・現地案内	165 件	249 件
計	993 件	1,342 件

(2) 首都圏における立地支援活動

企業の本社が集中している首都圏において、「兵庫県ビジネスサポートセンター・東京」を中心に、企業訪問等に取り組んでいる。

【ビジネスサポートセンター・東京の活動状況】

区 分	R2 年度	R3 年度
企業訪問・情報提供等	176 件	163 件

(3) 投資環境等のPR

① 戦略的産業立地の促進

産業の活性化と新たな雇用の創出を図るため、首都圏等において企業立地セミナー開催とあわせて積極的にトップセールスを行い、本社機能等の誘致を促進する。

② 展示会等における本県立地環境PRの実施

県内外で開催される国際展示会等を活用して、本県の投資環境をPRする。

【内 容】

県内プロジェクト・産業団地・優遇制度等の紹介、パンフレット配布、DVDの放映による投資環境のPR、投資計画アンケートの実施 等

【R3実施実績】

実施時期	令和3年5月12日（水）～14日（金）
イベント名	企業立地フェア2021
場 所	パシフィコ横浜（神奈川県横浜市西区）

実施時期	令和3年10月13日（水）～15日（金）
イベント名	モノづくりフェア2021
場 所	マリンメッセ福岡（福岡県福岡市博多区）

実施時期	令和3年11月17日（水）～19日（金）
イベント名	ET&IoT 2021
場 所	パシフィコ横浜（神奈川県横浜市西区）

実施時期	令和3年12月2日（木）14:30～16:30
フェア名	ひょうごビジネスセミナーin Tokyo
場 所	Travel Hub Mix（東京都千代田区大手町）

実施時期	令和4年1月26日（水）～28日（金）
イベント名	nano tech 2022
場 所	東京ビッグサイト（東京都江東区有明）



■ 「ひょうごビジネスセミナーin Tokyo」でのパネルディスカッションの様様



■ 展示会での相談の様子

③ ホームページ等による情報発信

産業団地等のPR冊子、ホームページ等により、産業用地や交通アクセス等の産業基盤、住宅、学校等の社会・教育環境、立地支援制度等の情報を発信する。